



児童手当の現況届を ご提出ください

児童手当を受給している方は、毎年6月に児童手当の現況届を提出する必要があります。これは、前年の所得状況や6月1日現在の養育状況など、引き続き受給資格を満たしているかを確認するための大切な手続きです。

書類は、5月末に送付してあります。必要事項を記入し、添付書類を添えて、住民課窓口または、郵送で提出をしてください。郵送の場合、封筒や切手はご自身で用意をお願いします。

提出がない場合、6月分以降の児童手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。

●提出期間

6月3日(月)～28日(金)

●必要書類等

- ①児童手当・特例給付 現況届
- ②印鑑(スタンプ印不可)
- ③受給者の健康保険証

(受給している保護者のもの)

※受給者の方とお子さんの状況により、①～③とは別に必要な書類がある場合があります。

●問合せ先

民生部住民課

もなかアイスを 産直市で販売します

飛鳥村産のほうれんそうを使用したもなかアイスを、すこやかセンターとふれあいの郷で開催している産直市で販売します。

協会事務局窓口(役場2階)でも引き続き販売しています。

●販売開始日時

6月5日(水)

午後1時～(すこやかセンター・ふれあいの郷)

※販売日・販売時間は産直市に準じます。

●問合せ先

飛鳥村観光交流協会事務局(総務部企画課)



リサイクルフェア開催のお知らせ

八穂クリーンセンターでは、資源の有効利用を図り再生利用を推進するため、自転車および家具類のリフォーム業務を行っております。

そこで、再生された完成品を構成市町村住民の皆さんに販売します。なお、金額につきましては、当日再用品に貼付します。

また、併せて環境プログラムも多数用意し、防災および減災用品の展示も行いますので、ぜひご参加ください。

●開催日時

6月16日(日) 午前8時50分～正午

●場 所

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

●再用品購入申込対象者

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町および飛鳥村在住の方で、引取期間内に再用品を取りに来られる方に限ります。

●申込書の配布

当日の午前8時50分～10時にクリーンセンター正門にて配布します。

●申込時間 午前8時50分～10時15分

●公開抽選時間 午前10時30分～

●環境プログラム

- (1)八穂環境学習教室 午前9時～
- (2)地球温暖化対策展示および体験 午前9時～
- (3)施設見学 午前9時～
- (4)DVD鑑賞 午前9時～

●その他

防災、減災用品の展示等
午前9時～

●お願い

- (1)対象地区以外の方の申込みは、無効とさせていただきます。
- (2)当選者は、フェア当日から21日(金)までにお引取り下さい。
- (3)引取時間は、午前9時～午後5時です。
- (4)家具類は、必要経費(補修材料)、自転車は必要経費以外にかぎ代と防犯登録料を負担していただきます。

●問合せ先

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
☎68-6500・FAX68-6700
ホームページ <http://www.atkankyo.or.jp>